

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成18年2月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,921万7千人、法第3条第2項被保険者1万6千人、船員保険6万5千人である。前年同月と比べてみると政管健保は20万5千人（対前年同月比1.1%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同10.8%減）、船員保険は1千人（同1.4%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,478万7千人（17年3月）、国民健康保険5,157万9千人（17年3月）、共済組合444万9千人（17年3月）となっている。

また、平成18年2月末現在の政管健保適用の事業所数は151万4千（対前年同月比1.1%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.7%減）、18年1月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同7.8%減）となっている。

図 I - 1 政管一般被保険者数の推移

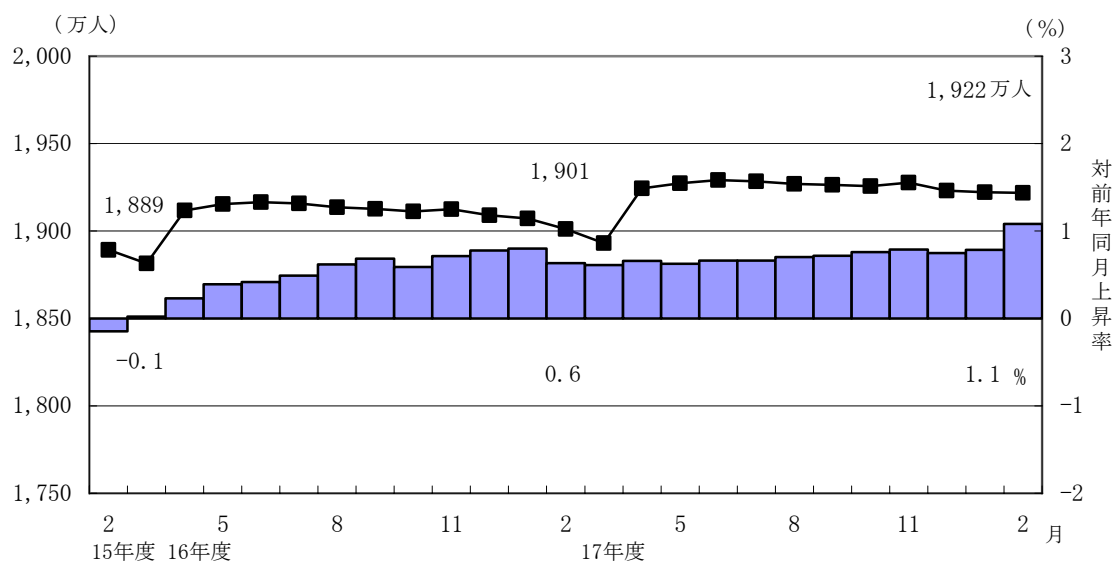


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

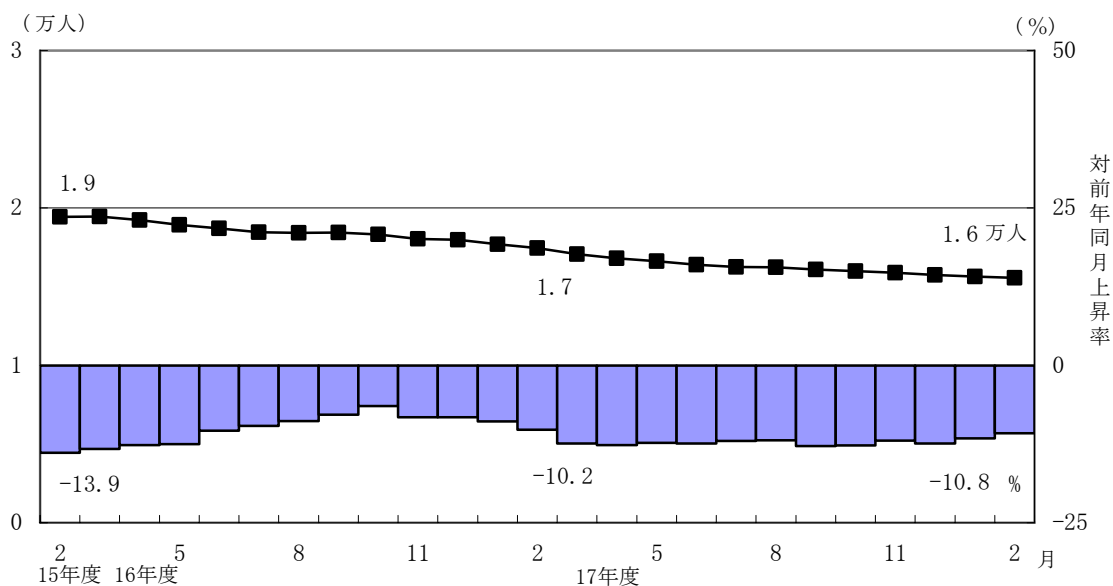
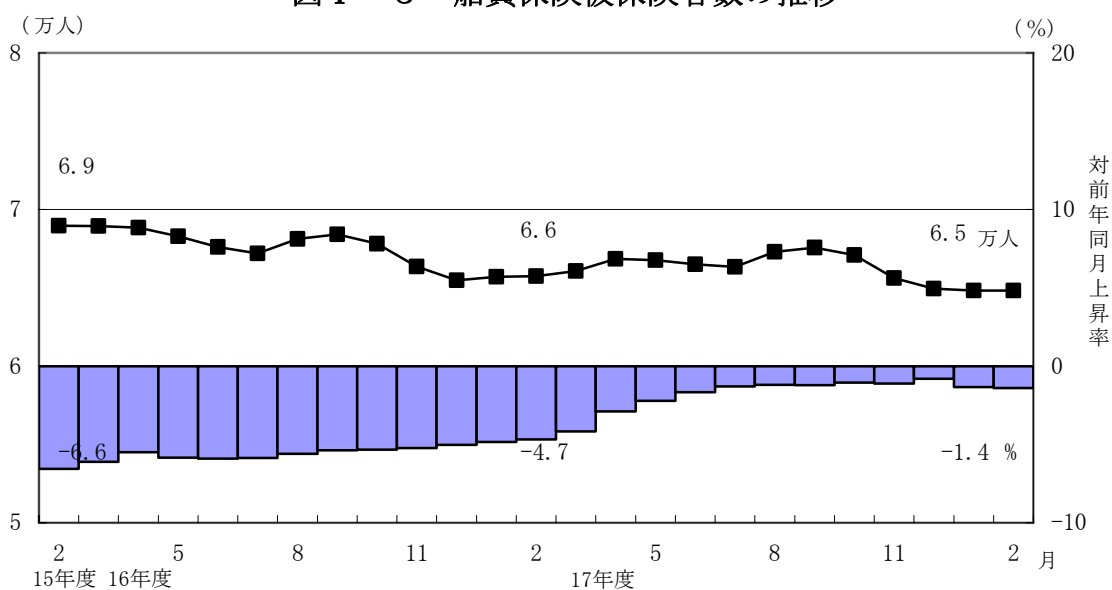


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成18年2月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万3,806円(対前年同月比0.0%増)であり、船員保険37万9,031円(同0.7%減)である。また、法第3条第2項被保険者の18年1月末の賃金日額の前平均は1万2,807円(同1.0%増)である。

平成18年2月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保4万5千か所、法第3条第2項被保険者4か所、船員保険の船舶所有者数17か所となっている。被保険者数は、政管健保50万6千人、法第3条第2項被保険者338人、船員保険143人となっており、標準賞与

額の平均は、政管健保26万1千円、法第3条第2項被保険者1万1千円、船員保険41万7千円となっている。

各医療保険に加入している平成18年2月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,277万6千人（対前年同月比0.6%増）、法第3条第2項被保険者1万4千人（同10.9%減）、船員保険7万4千人（同2.9%減）である。

平成18年2月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額の内平均は、政管健保31万5,646円（対前年同月比0.2%減）、船員保険40万5,168円（同0.6%減）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の18年1月末の賃金日額の平均は1万2,919円（同0.1%増）である。

(2) 給付状況

平成18年2月の保険給付費は、政管健保3,310億2千万円（対前年同月比0.2%増）、法第3条第2項被保険者分2億7千万円（同4.5%減）、船員保険21億4千万円（同2.2%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円（同0.9%減）、法第3条第2項被保険者1万7千円（同7.1%増）、船員保険3万3千円（同3.7%増）である。

(3) 診療費の状況

平成18年2月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。）は、政管健保3,272億9千万円（対前年同月比1.1%減）、法第3条第2項被保険者分2億7千万円（同5.7%減）、船員保険18億円（同1.3%減）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成18年2月)

	実数			対前年同月増加率(%)		
	件数	日数	診療費	件数	日数	診療費
	千件	千日	千万円			
政管健保	20,581	38,173	32,729	△ 4.0	△ 5.0	△ 1.0
法第3条第2項	13	34	27	△ 8.5	△ 1.4	△ 5.7
組合健保	17,192	30,277	24,539	△ 5.7	△ 6.7	△ 2.4
船員保険	91	187	180	△ 4.9	△ 6.4	△ 1.3
共済組合	5,635	9,914	8,096	△ 5.8	△ 7.2	△ 2.8
小計	43,512	78,586	65,571	△ 4.9	△ 6.0	△ 1.8
国保	29,522	65,216	64,790	1.7	1.2	5.4
老人保健	20,591	61,920	74,929	△ 3.5	△ 3.6	△ 0.2
合計	93,624	205,722	205,289	△ 2.6	△ 3.1	1.0

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。

2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。

3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成18年2月末現在の被保険者数1,921万7千人のうち、男子の被保険者数は1,203万人（対前年同月比0.8%増）、女子は718万7千人（同1.6%増）である。また、任意適用被保険者数は50万2千人（同0.9%減）で全体の2.6%である。

平成18年2月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万4,024円（対前年同月比0.1%減）、女子が21万6,493円（同0.3%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成18年2月末現在の被扶養者数は1,651万人で、扶養率は0.859となっている。

(2) 給付状況

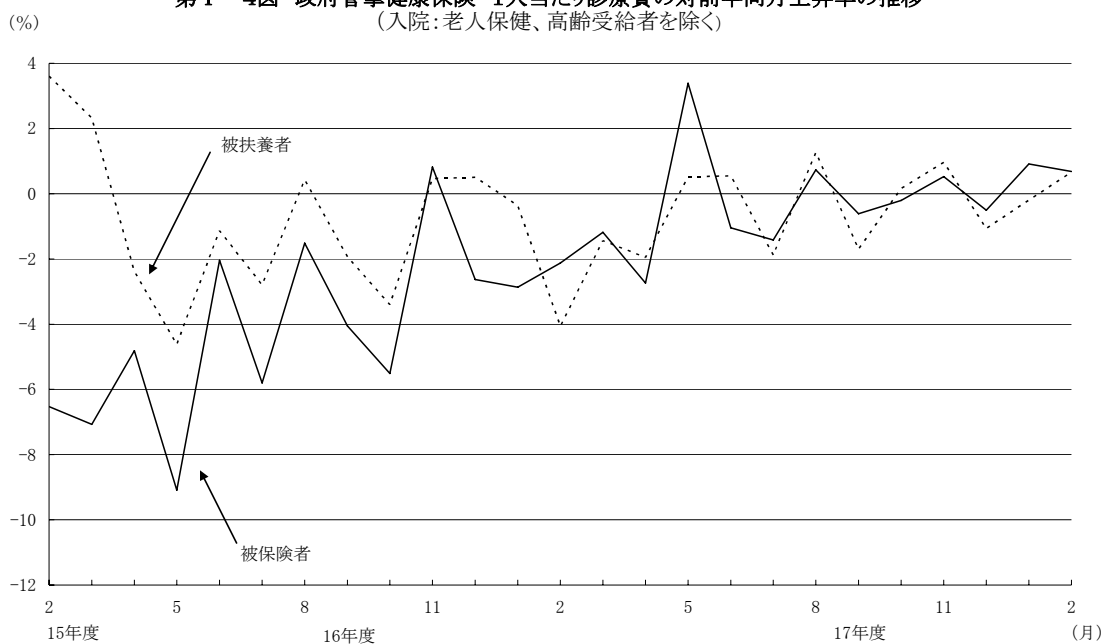
平成18年2月の保険給付費は、3,310億2千万円（対前年同月比0.2%増）となっており、うち、医療給付費は3,045億5千万円（同0.1%増）で保険給付費の92.0%を占めている。また、傷病手当金は111億4千万円で保険給付費の3.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

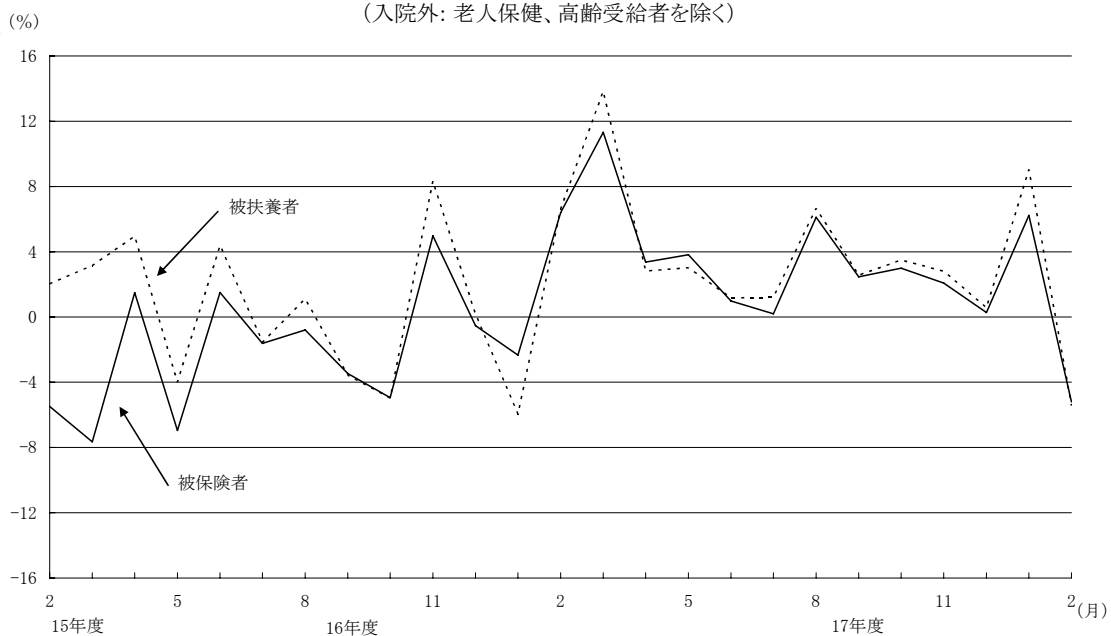
平成18年2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,188円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,382円、高齢受給者の1人当たり診療費は32,072円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が561.12、被扶養者が629.81、高齢受給者が1,365.43であり、1件当たり日数は、被保険者が1.82日、被扶養者が1.87日、高齢受給者が2.30日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,001円、被扶養者が7,983円、高齢受給者が10,216円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第I-4図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)



第I-5図 政府管掌健康保険 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成18年2月末現在の被保険者数1万6千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比9.4%減）、女子は4千人（同14.8%減）である。

平成18年2月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.638となっている。

(2) 給付状況

平成18年2月の保険給付費は、2億7千万円（対前年同月4.5%減）となっており、うち、医療給付費は2億5千万円（同4.0%減）で保険給付費の92.0%を占めている。また、傷病手当金は2千万円で、保険給付費の7.1%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,716円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,226円、高齢受給者の1人当たり診療費は20,073円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が555.07、被扶養者が453.26、高齢受給者が816.73であり、1件当たり日数は、被保険者が2.90日、被扶養者が2.23日、高齢受給者が2.63日であり、1日当たり診療費は、被保険者が7,284円、被扶養者が9,127円、高齢受給者が9,330円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成18年2月末現在の被保険者数6万5千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月1.2%増）、漁船（い）が1千人（同2.7%増）、漁船（ろ）が1万9千人（同5.5%減）、疾病任意継続被保険者数は4千人（同7.7%減）である。

平成18年2月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が40万8,458円（対前年同月比1.5%減）、漁船（い）が37万6,007円（同0.8%増）、漁船（ろ）が328,619円（同0.3%増）である。平成18年2月末現在の被扶養者数は10万3千人で、扶養率は1.590である。

(2) 給付状況

平成18年2月の保険給付費は、21億4千万円（対前年同月比2.2%増）となっており、うち、医療給付費は17億4千万円（同0.2%減）で、保険給付費の81.4%を占めている。また、傷病手当金は3億1千万円で、保険給付費の14.7%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成18年2月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は12,734円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,900円、高齢受給者の1人当たり診療費は35,876円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が515.40、被扶養者が608.56、高齢受給者が1,262.16であり、1件当たり日数は、被保険者が2.22日、被扶養者が1.92日、高齢受給者が2.52日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,145円、被扶養者が8,453円、高齢受給者が11,264円である。